

商工会は行きます。聞きます。提案します。

# さぼ〜と



## 第63号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

## 新年のごあいさつ

南丹市商工会 会長 武田 晏和

新年あけましておめでとうございます。  
会員事業所様並びにご家族、従業員の皆様方におかれましては、輝かしい新春をご健勝にてお迎えになりましたことを心よりお慶び申し上げます。

旧年中に南丹市商工会にお寄せいただきましたご厚情にお礼を申し上げ、本年も相変わらぬご指導、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

さて、南丹市が4町合併してはや10年が過ぎ、昨年は合併10周年記念事業を実施させていただくことが出来ました。またこの間、各種事業に関しまして会員事業所の皆様には何かとご支援ご協力をいただき実施できました事に心よりお礼申し上げます。

景気はゆるやかな回復基調と言われておりますが、商工会地域の経済環境、特に中小・小規模事業者においては実感できるまでに至っておらず相変わらず不透明で不安定な状態は変わっていません。

商工会は今後も地域の総合経済団体として更なる経営改善普及事業に取り組み、持続的な発展と支援サービスの向上、充実をめざし、外部環境に即応した伴走支援で問題解決に当たり、信頼され役立つ商工会を目指していきたくと思っております。

最後に、皆様のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げ、年頭のごあいさつと致します。本年もどうかよろしくお願い申し上げます。



## 「そのべとんどまつり」廃止のお知らせ

これまで、南丹市商工会園部支部が主体となり例年1月15日に開催をして参りました「そのべとんどまつり」をこの度、廃止する運びとなりましたので、お知らせ致します。

伝統行事である小正月の行事として昭和57年より実施し35年もの間、市民の皆様にご親しまれて参りましたが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。地域の皆様方のご支援ご協力、誠にありがとうございました。



## 南丹市小規模企業支援事業補助金交付について



南丹市では、市内の小規模企業者の方々の経営安定のため、対象資金の融資を受けた場合の利子の補給と京都信用保証協会の信用保証料の助成制度を行っています。

対 象 融 資 制 度	融 資 制 度 名		限 度 額
	1	(株) 日本政策金融公庫の経営改善貸付制度	2,000万円
2	京都府の小規模企業おうえん資金(ベース枠)	1,250万円	
3	京都府小規模企業おうえん資金(ステップアップ枠)	1,250万円	
4	京都府のあんしん借換資金(セーフティネット枠・緊急枠)	1,250万円	
5	(株) 日本政策金融公庫の新規開業資金	4,800万円	
6	(株) 日本政策金融公庫の女性・若者／シニア起業家資金	4,800万円	
7	(株) 日本政策金融公庫の事業承継支援資金	4,800万円	
8	京都府の開業・経営承継支援資金	1,500万円	

※平成27年1月1日～3月31日の期間は、制度名・限度額が異なりますので、詳細は南丹市商工会までお問い合わせください。

対 象 者 この補助金の交付を受けられる小規模企業者(常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては5人)以下の法人又は個人。)の資格は次の全てを満たす方となります。

	<p>(1) 市内に主たる事業所を有する者</p> <p>(2) 市税を完納している者</p> <p>(3) 南丹市商工会の会員</p>
利子補給額	<p>平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに新規に借り入れた対象の各融資の平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払った利子額（延滞等に係る利子は除く。）の 2 分の 1 以内（千円未満切捨て）</p> <p>上記対象融資制度「1 から 4」のみの場合、上限 5 万円。「5 から 8」の場合は上限 10 万円とする。ただし、対象融資制度「1 から 4」と「5 から 8」の制度と併せて受ける場合については、上限 10 万円とする。（例：1 と 5 など）</p>
保証料助成	<p>平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに新規に借り入れた対象の各融資の初回に支払った保証料の 2 分の 1 以内（千円未満切捨て、上限 5 万円）</p>
申請手続き	<p>平成 30 年 1 月 5 日（金）から平成 30 年 1 月 23 日（火）までに南丹市商工会に申請して下さい。（申請用紙は、南丹市商工会本所、各支所にあります）</p>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南丹市小規模企業支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）</li> <li>・ 添付書類</li> </ul> <p>(1) 申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記簿謄本の写し）</p> <p>(2) 市税を完納していることを証する書類</p> <p>(3) 金融機関の発行する支払額明細書（返済予定表）</p> <p>(4) 利子及び保証料の支払いを証する書類又はその写し</p> <p>※平成 27 年度及び 28 年度に申請された方は下記の一部書類を省略できます。</p> <p>ア) 住所、氏名（名称）に変更がない方・・・(1)の書類を省略できます。</p> <p>イ) 平成 28 年以前に補助を受けた融資について引き続き利子補給を受けられる方は「返済予定表」の提出を省略できます。</p>

★詳細については、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。

## ネットde記帳 決算に係る操作研修会



「ネット de 記帳」は、インターネットが使える環境なら会社や自宅、出張先でも入力や確認ができます。また、商工会が利用者様と同じ画面を見てアドバイスをすることができますので、初心者の方でも安心してご利用いただけます。操作はもちろん、日常業務から経営の改善計画まで、商工会がサポートいたします。

今回は、決算業務が始まりますので、それに対応したセミナーを開催いたします。  
操作方法から決算処理・経営分析までご説明いたします。

- 開催日時 平成 30 年 1 月 31 日（水）13:00～17:00
- 開催場所 南丹市園部公民館 中研修室
- 定員 10 名（定員になり次第締め切ります）

☆お申込・お問い合わせは、商工会本所、各支所まで

## 現場力向上!!改善活動「事例発表会」



平成 29 年度、現場改善に取り組まれた南丹市の企業 3 社による具体的な改善活動の発表大会です。5S を活用した生産性の向上・在庫管理・コスト削減などの取り組み内容は、業種規模を問わず参考になる事例ですので、ぜひご参加ください。

- 開催日時 平成 30 年 1 月 24 日（水） 14:00～16:00
- 開催場所 吉富ノ庄（旧吉富小学校）  
南丹市八木町鳥羽鳥栄本 11 番地
- 発表企業 1. 株式会社半兵衛麩  
2. 株式会社大成産業  
3. 京野菜グループ（農事組合法人グリーン日吉）

☆詳細については、同封のチラシをご覧ください。

食品等事業者必須!!

## 「HACCP(ハ CCP)手法の概要と世界的な義務化への動きについて」セミナー開催



世界で最も普及している食品安全手法 HACCP は、日本でも義務化に向けた「管理運営基準」が平成 27 年 4 月からスタートしています。

少子高齢化の日本で持続可能な食品事業者経営を目指すために、国際的に認められる HACCP の導入は欠かせません。

HACCP は中小事業者にこそ有用です。食品安全の「見える化」によって販売先からの信頼を得て、協働のサプライチェーンを構築しましょう。

- 開催日時 平成 30 年 1 月 17 日（水） 13：30～16：30
- 開催場所 メルパルク京都 研修室 3  
京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町 676-13  
TEL 075-352-7444
- 講師 日本 HACCP トレーニングセンター専務理事  
杉浦嘉彦氏

☆お申込み方法、詳細については、南丹市商工会までご連絡ください。



## 京都府観光経営入門セミナー



本セミナーは、京都大学をはじめ観光・経営関連の著名な講師陣による授業を通して、京都の観光事業をさらに飛躍発展させる人材を育成することを目的として開催いたします。

人的資源管理、マーケティング、経営戦略などの分野で、基礎のみならず実践面からもわかりやすく講義いたします。

- 開催日時 平成 30 年 2 月 5 日（月）から 7 日（水）
- 会場 京都大学本部構内（京都市左京区吉田本町）
- 受講料 20,000円
- 申込締切 平成 30 年 1 月 15 日（月）
- 定員 20 名（定員になり次第締め切らせていただくことがあります）
- 受講対象者 京都府内に勤務地がある観光関連事業に従事される方

\*お申込・お問い合わせ

一般社団法人 京都ビジネスリサーチセンター

京都府観光経営入門セミナー事務局

京都市左京区吉田本町 36-1（京都大学経営管理大学院内）

TEL075-753-3543 E-mail office@kbrc.jp

## 医療費控除は領収書の提出が不要となりました



平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。ただし、医療費の領収書は自宅に 5 年間保存しておく必要があります。（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）また、健康保険組合などから送られてくる「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付することにより、明細の記入を省略できます。

※平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、「医療費控除の明細書」を作成せず、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

## 平成30年度から個人住民税の特別徴収（給与天引き）を完全実施します



南丹市役所などから案内されておりますとおり、平成 30 年度から原則として全ての事業主について特別徴収義務者に指定し、特別徴収（給与から天引き）していただくこととなります。

これまでどおり、普通徴収を希望する場合は、＜普通徴収切替理由書＞を給与支払報告書提出時に添付して提出することとなります。また、個人別明細書の摘要欄にも、普通徴収が認められる基準の符号（a～f）の記入が必要です。

※普通徴収切替理由書の提出と個人別明細書に符号の記入がない場合は、原則として特別徴収の扱いとなりますので、ご注意ください。

☆詳細については、南丹市役所総務部税務課市民税係までお問い合わせ下さい。

TEL 0771-68-0004

## 人事異動のお知らせ

（採用）平成 30 年 1 月 1 日付 総務課 伊藤 里美（八木本所勤務）

平成 30 年 1 月 4 日より、記帳指導員として勤務しております。

今後、何かとお世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。



# 青年部だより

青年部主張発表大会

## 全国大会出場！優良賞受賞！！

前々回よりお伝えしております青年部主張発表大会の続報です。

当商工会青年部の樋口佑紀さん（(有)布安商店）が近畿ブロック代表として11月21日に沖縄県那覇市にて開催されました「第19回商工会青年部全国大会 主張発表大会」に出場されました。当日は全国の青年部員3,000人が見守る中、各地より選抜された代表6人のうちの1人として自社の経営や青年部活動について堂々と発表されました。

惜しくも最優秀賞受賞はなりませんでしたが、3位タイとなる優良賞を受賞されました。



6月の予選会からほぼ半年、主張発表に全力を懸けて望んでいた樋口さん本当にお疲れ様でした。

また樋口さんのサポートとして主張発表事業に取り組んでいただいた研修委員会をはじめ部員の皆様も本当にお疲れ様でした。





## 南丹市内の中小企業を **南丹市商工会は** **ながく つよく さぽ~と します！！**

### 挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。  
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・  
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

### 進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術  
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し  
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

### 安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指  
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主  
や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務  
手続きに対し「安心」を支援します。

### 躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催  
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」  
を支援します。

### もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発  
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や  
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」  
支援します。

### ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危  
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

### 編集後記

会員の皆様方、あけましておめでとうございます。本年も「さぽーと1月号」を発刊  
することができました。本年も一層会員の皆様方の経営の発展と繁栄のため、「行きま  
す！聞きます！提案します！」の精神で積極的なサポートを行って参りますので、今  
後ともよろしくお願ひ申し上げます。☺